

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例

墨田区建築審査会条例（昭和58年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「に基づいて」を「（他の法令において準用する場合を含む。）により」に改め、同項第2号中「の規定に基づいて」を「（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」に改める。

第5条中「必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は」を「意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出若しくは」に改める。

第6条中「の規定に基づき」を「（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」に、「除くほか」を「除き」に改める。

第7条第2項中「学識経験者」を「学識経験を有する者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。